

指定管理業務点検・評価シート（令和5年度業務）

令和6年7月31日

| | | | |
|--------|---------------------|------|---------------------|
| 施設名 | 鳥取県境港水産物地方卸売市場及び境漁港 | 所在地 | 鳥取県境港市昭和町9番地7ほか |
| 施設所管課名 | 農林水産部 境港水産事務所 | 連絡先 | 0859-42-3167 |
| 指定管理者名 | 境港水産物市場管理株式会社 | 指定期間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 |

1 施設の概要

| | |
|-------|---|
| 設置目的 | 水産物の卸売等を行わせるため |
| 設置年月日 | 昭和37年9月15日開設 |
| 施設内容 | ○敷地面積 91,030㎡ ○施設内容 卸売場、仲卸売場、管理事務所、駐車場、トラックスケールほか |
| 開館時間 | 午前4時から午後7時まで |
| 休館日 | ○1月1日から1月4日まで ○8月13日から8月16日まで ○毎週日曜日 ○その他開設者が必要と認めた日 |

2 指定管理者が行う業務

| | |
|---------|---|
| 委託業務の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○市場施設の利用許可等 ○市場施設の使用料の徴収及び収納 ○市場の施設及び設備の維持管理 ○その他市場の管理に関する業務（開場時間及び休場日の決定・変更、卸売業者からの卸売り予定数量等の報告の受理・掲示、市場内での制限行為の承認及び制限した行為の違反者に対する制止・退去命令等） ○境漁港の維持管理に関する業務 ○境漁港の管理に関する業務（港内の秩序維持のための船等に対する移動命令等） ○その他管理施設の運営に関して必要な業務（利用者の受付及び案内、会議室・付属設備及び備品の貸出等） |
|---------|---|

3 施設の管理体制

| | | | |
|------|--|--|--|
| 管理体制 | 正職員（常勤職員）： 4人、非常勤職員： 6人、臨時職員： 0人 [計 10人] | | |
| | | | |

4 施設の利用状況

| 水揚量（t） | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|
| | 5年度 | | 14,330 | 10,171 | 10,923 | 7,265 | 2,974 | 10,003 | 9,960 | 3,495 | 4,736 | 10,239 | 11,615 | 15,956 |
| 4年度 | | 15,074 | 15,984 | 8,017 | 10,926 | 3,656 | 3,176 | 5,658 | 6,358 | 2,643 | 10,866 | 12,955 | 22,430 | 117,744 |
| 増減 | | -744 | -5,813 | 2,906 | -3,661 | -682 | 6,827 | 4,302 | -2,863 | 2,093 | -628 | -1,340 | -6,474 | -6,077 |

※t未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

| 見学等 受入状況 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 団体数 | | 35 | 65 | 74 | 41 | 41 | 53 | 52 | 69 | 43 | 39 | 44 | 54 |
| 人数 | | 135 | 324 | 666 | 262 | 117 | 660 | 671 | 511 | 151 | 111 | 163 | 190 | 3,961 |
| うち 社会科 見学 | 団体数 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 7 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 |
| | 人数 | 0 | 43 | 111 | 0 | 0 | 438 | 407 | 121 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,120 |

5 収支の状況

| 区 分 | | 5 年度 | 4 年度 | 増 減 | |
|---------|-------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 収入 | 事業収入 | | | | |
| | | 小 計 | | | |
| | 事業外収入 | 県委託料 | 210,748,000 | 193,059,000 | 17,689,000 |
| | | 小 計 | 210,748,000 | 193,059,000 | 17,689,000 |
| | 計 | 210,748,000 | 193,059,000 | 17,689,000 | |
| 支出 | 人 件 費 | 28,571,811 | 29,094,036 | -522,225 | |
| | 管理運営費 | 173,477,623 | 151,748,831 | 21,728,792 | |
| | 事 業 費 | | | | |
| | 計 | 202,049,434 | 180,842,867 | 21,206,567 | |
| 収 支 差 額 | | 8,698,566 | 12,216,133 | | |

6 労働条件等

| 確認項目 | | 状況 | | | 備考 |
|-------------------|-------------------|---|------------------|------|--|
| | | 正職員 | 非常勤職員 | 臨時職員 | |
| 雇用契約 ・ 労使協定 | 労働条件の書面による提示 | 労働条件通知書 | 労働条件通知書 | 該当なし | ※書面の名称を記入 |
| | 就業規則の作成状況 | 作成あり。役員除くと9人で届出不要 | | 同上 | ※常時10人以上の労働者を 超える場合は作成、届出が 必要 |
| | 労使協定の締結状況 | 無 | | 同上 | ※労働基準監督署長への届 出が必要な協定の有無 |
| 労働時間 | 所定労働時間 | 40時間 | 上限40時間 下限32時間 | 同上 | ※幅がある場合は上限、下限 を記入 |
| | 時間管理の手法 | 自己申告、使用者の現認 | | 同上 | ※タイムカード、ICカード、自己 申告、使用者の現認などの別 を記入 |
| | 休暇、休日の状況 | 土、日、祝祭日、市場休場日 | 4日勤務2日休暇のローテーション | 同上 | ※幅がある場合は上限、下限 を記入 |
| 給与 | 給与金額 | 業務主任245千円 設備主任211.5千円 事務主任201.5千円 経理担当60千円 | 監視員175千円 | 同上 | ※平均月額を記入 |
| | 最低賃金との比較 | 適 | 適 | 同上 | ※適否を記入 |
| | 支払い遅延等の有無 | 無 | 無 | 同上 | ※有無を記入 |
| 安全衛生 | 一般健康診断の実施 | 正職員：年1回、監視員：年2回 | | | |
| | 産業医の選任 | 選任の要否：不要 | 選任状況：なし | | ※規模の要件あり |
| | 安全管理者の選任 | 選任の要否：不要 | 選任状況：なし | | ※業種・規模の要件あり |
| | 衛生管理者の選任 | 選任の要否：不要 | 選任状況：なし | | ※規模の要件あり |
| | 安全衛生推進者（衛生推進者）の選任 | 選任の要否：不要 | 選任状況：なし | | ※業種・規模の要件あり |

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合には不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

| 種別 | 業種 | 規模（常時使用する労働者数） |
|----------------|--|---------------------|
| 産業医 | 全ての業種 | 50人以上 |
| 安全管理者 | 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 50人以上 |
| 衛生管理者 | 全ての業種 | 50人～200人（1人選任） |
| | | 201人～500人（2人選任） |
| | | 501人～1,000人（3人選任） |
| | | 1,001人～2,000人（4人選任） |
| | | 2,001人～3,000人（5人選任） |
| 3,001人以上（6人選任） | | |
| 安全衛生推進者 | 安全管理者と同じ | 10人以上50人未満 |
| 衛生推進者 | 安全管理者の選任を要する業種以外の業種 | 10人以上50人未満 |

7 サービスの向上に向けた取組み

| 区分 | 取組み内容 |
|---------|--|
| 施設管理運営面 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務運営に当たり中立・公平・公正をモットーとし、利用関係者の要望に迅速に対応することを心がけた。 ○市場整備に伴う工事事業者の意向、関係者の要望等調整し、県との連携の中で工事及び関係者の市場利用の円滑化に注力した。 ○搬出入場所への迷惑駐車対応や長期放置疑い車両（含む自動車）の早期発見、注意を行った。 ○小学生の社会科見学、対応に注力した。お魚ガイド及び県と連携し対応した。 ○上屋の消灯、エアコン停止、シャッター・防鳥ネットの閉鎖を徹底した。 ○除雪、凍結対策に注力した。 |
| 安全管理面 | <ul style="list-style-type: none"> ○台風、強風時の管内状況把握、関係者への注意喚起を行った。 ○降雪時、斜路の融雪放水状況を確認したり、凍結防止剤の散布などを行った。 ○グレーチング不備等について早期改修を行った。 ○路上落下物・飛来物の除去を行った。 |
| 環境衛生面 | <ul style="list-style-type: none"> ○油漏れ事案に対する洗浄除去を実施すると共に、関係者へ注意喚起を行った。 ○ジヤ装置の不調に伴い、タブレット投入による濃度管理を実施した。 ○ツバメの巣の早目の除去、トンビ等鳥類及び猫の捕獲排除対策を実施した。 ○ゴミ置き場への指定外混入に対し、監視カメラ確認等も行い適切利用を徹底した。 |
| 修繕面 | <ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期対応を徹底し、防鳥ネットコマ戻し、配管結合、グレーチング交換等可能な修繕については職員にて対応した。 ○側溝、排水関連の修復を強化し、排水配管の状況確認もしっかり行った。 ○新機能が増え不備不調での施工業者との対応を徹底した。 |

8 利用者意見への対応

| | |
|------------|---|
| 利用者意見の把握方法 | 監視員及び職員の巡視、業務活動の中で、生産者、仲買人及び卸売業者等との関係強化に注力し、意見、要望の把握に努めている。 |
|------------|---|

| 利用者からの苦情・要望（抜粋） | 対応状況 |
|-----------------------------------|--|
| 1号西に掲示の漁獲速報は前日も残しておいて欲しい。仲買業者 | 当日分に交換していましたが前日の魚種内容もまだ知りたいので残してとの要望でした。前日と当日分を掲示しました。 |
| 2号で底曳水揚げ対応時、防鳥ネット下部がツルツルして滑った。卸業者 | 清掃業者へポリリッシャーでの清掃を指示しました。 |
| 2号上屋でトンビが飛んでいる。仲買業者 | 天井付近を旋回。侵入防止のテグスを張っているがその隙間から入ったと思われるため、職員で追い出しました。 |
| 陸電から電気が取れない。イカ釣り船外 | ブレーカーが落ちていたため復旧させました。 |

| | |
|--------------|---|
| 利用者からの積極的な評価 | <p>多くの要望、ご意見に対し真摯に対応することを心掛けている。また、中立・公平・公正という姿勢を基本としており、一定の信頼感は寄せられているものと考えている。</p> <p>市場を取り巻く関係者は相互に利害関係もあり、当事者間での難しさもあって指定管理者に対し調整機能が期待されていると感じている。</p> <p>行為行動のソフト面やハード面の修繕等の対応についても御理解をいただいていると思う。関係者からは多種多様なご意見・ご要望を頂いている。</p> <p>休憩用岸壁の確保について、関係者への問題提起を図り、漁港ワーキンググループ開催等により関心が高まってきた。船の動向等情報入手につき協力的な姿勢も見られ、引き続き関係強化を図っていく。関係者の中でも漁業者との接点はなかなか難しい面があるが、いろいろな手法を用いて努力していく。</p> |
|--------------|---|

9 指定管理者による自己点検

| |
|---|
| <p>【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係者との連携に注意対応した。要望・依頼が多数寄せられ、機敏な対応に努めた。 ○清掃範囲の拡大に伴い、委託業者との連携に注力した。 ○市場整備関連工事の会議等に参加し意見等を発出した。 ○長年の懸案であった休憩用岸壁不足について漁港ワーキンググループの立ち上げにより意見交換する場が整った。 ○高度衛生管理が業務として加わり、役職員一同、趣旨・制度をよく理解し対応に努めた。 |
|---|

| |
|---|
| <p>【現在、苦慮している事項】 【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視員は退職者も発生し時期によってはフルメンバーでない時も発生。業務主任がカバーする体制ではあるが監視員の安定化が課題。夜勤手当の増額、有給での指定休暇制度、賞与の増額等待遇改善を図り採用の円滑化を図る方針。 ○新しい設備は特に製氷機械、ジヤ設備、活魚等で不調発生。点検費用も高くなっているが修復費用も高つく印象。人手の管理が増加。 ○市場整備について引き続き、工事業者、県との連携に努め状況把握を図り、市場利用においてより良い運営が出来るように注意対応したい。また、周知徹底すべき事柄については速やかに関係者へ通知していく方針。管理者の立場からの考えも発信していきたい。 |
|---|

10 施設所管課による業務点検

| 項 目 | 評 価 | 点 検 結 果 |
|---|-----|--|
| [施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 | 3 | ・市場や漁港の施設設備全体を常に把握し、迅速な修理・修繕を実施している。 ・新市場で導入された設備についても、利用しやすいよう常に施工業者や県とも連携し、善後策を対応協議した。予期せぬ設備の不調にも迅速に対応している。 ・職務中の事故に関して、事故防止マニュアルの策定や職員研修等を通じ、再発防止に努められたい。 |
| [施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施 | 4 | ・条例等を遵守し、適正に処理を行っている。 ・使用料の徴収に関しても、遅滞なく県への払込みをしている。 |
| [その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作 | 3 | ・市場施設の不適切使用等について、職員が逐次適切に使用指導等の対応を行っている。 |
| [利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 | 4 | ・高度衛生管理型市場としてスタートして5年目、関係者と連携しながら、市場利用者からの多数の要望や苦情にも機敏に対応した。即解決しない場合は経緯を説明し、理解を得るようにしており、利用者の立場にたった対応を行っている。 |
| [収入支出の状況] | 4 | ・委託業務の複数年契約などにより経費削減に努め、余剰金を発生させている。 |
| [職員の配置] | 4 | ・業務の円滑な実施のため、適切に配置されている。 ・定数以上の職員を雇用し、体制の充実を図っている。 |
| [会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など) | 3 | ・帳簿の整理、使用料徴収事務等も適切に行われている。 |
| [関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例) | 3 | ・労働条件等、法律に基づき遵守されている。 |
| [県への報告書類] ○期限までの報告 | 2 | ・報告書類の提出が慢性的に遅延しており、改善されたい。 |
| [県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注 | 3 | ・発注実績あり。 |
| 総 括 | 3.3 | ・高度衛生管理型市場として供用開始となり5年目となるが、利用者との関係構築に注力しながら、多種多様な意見・要望に機動的に対応している。市場整備のための工事が継続中であって、これまでの経験を十分発揮し、円滑な運用に努めている。 |

《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。